

栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金交付要領

(主旨)

第1条 県の交付する栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その補助額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額(交付基準)	交付の相手方
栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金	臨床調査個人票のオンライン登録を行うために必要なシステム環境を整備し、データの登録業務に関する関係者の負担軽減を図ることを目的とする。	平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づき行う、特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化等の環境整備に要する費用	2分の1	難病指定医及び協力難病指定医が勤務する医療機関

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金	栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金交付申請書	規則別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	様式第1号 様式第2号	1 1	知事が別に定める日

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第5条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金と補助事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、補

助事業にかかる収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ該当帳簿及び証拠書類を業務完了後5年間保管しておかなければならない。

(軽微な条件)

第5条 第4条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費又は事業量の20%以上の変更をすること。

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、次の表に定める書類を知事に提出しなければならない。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金	栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金変更交付申請書	規則別記様式第3	1	1 事業計画書	様式第1号	1	知事が別に定める日
				2 収支予算書	様式第2号	1	

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金	栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金実績報告書	規則別記様式第2	1	1 事業実績報告書	様式第3号	1	知事が別に定める日
				2 収支決算書	様式第4号	1	

(補助金の請求)

第8条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金	栃木県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金請求書	規則別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の報告)

第9条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別に定める様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。